大阪堂島商品取引所の組織変更に伴う「商品取引債務引受業に関する業務方法書」等の一部改正について

I.　改正趣旨

本年４月１日に大阪堂島商品取引所にて予定されている組織変更（商品先物取引法上の「会員商品取引所」から「株式会社商品取引所」への変更）等に伴い、「商品取引債務引受業に関する業務方法書」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要	（備　考）
１．大阪堂島商品取引所にて予定されている組織変更 ・「大阪堂島商品取引所」の表記を「株式会社大阪堂島商品取引所」に改める。	・商品取引債務引受業に関する業務方法書第３条、第５条
２．その他 ・その他所要の改正を行う。	

Ⅲ．施行日

２０２１年４月１日から施行する。

以　　上

別　紙

「商品取引債務引受業に関する業務方法書」等の一部改正について

目　　次

		(ページ)
1	商品取引債務引受業に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2	商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	4
3	大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領の一部改正新旧対照表	6
4	商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	7
5	商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	13

商品取引債務引受業に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
（指定商品市場） 第３条　前条に規定する清算対象取引は、次の各号に定める当社が指定する市場開設者（以下「指定市場開設者」という。）の商品市場　（以下「指定商品市場」という。）の上場商品に係る取引とする。 （１）・（２）　（略） （３）　株式会社大阪堂島商品取引所農産物市場 （４）　株式会社大阪堂島商品取引所砂糖市場	（指定商品市場） 第３条　前条に規定する清算対象取引は、次の各号に定める当社が指定する市場開設者（以下「指定市場開設者」という。）の商品市場　（以下「指定商品市場」という。）の上場商品に係る取引とする。 （１）・（２）　（略） （３）　大阪堂島商品取引所農産物市場 （４）　大阪堂島商品取引所砂糖市場
（清算参加者） 第５条　（略） ２　前項に規定する商品取引清算資格は、エネルギー先物等清算資格、堂島農産物先物等清算資格及び堂島砂糖先物等清算資格の３種類とし、指定商品市場はそれぞれ次の各号に定めるものとする。 （１）　（略） （２）　堂島農産物先物等清算資格は、清算対象取引（大豆、小豆、とうもろこし及び米穀に係るものに限る。）について当社が行う商品取引債務引受業の相手方となるための資格とし、その指定商品市場は株式会社大阪堂島商品取引所の農産物市場とする。 （３）　堂島砂糖先物等清算資格は、清算対象取引（粗糖に係るものに限る。）について当社が行う商品取引債務引受業の相手方となるための資格とし、その指定商品市場は株式会社大阪堂島商品取引所の砂糖市場とする。 ３・４　（略）	（清算参加者） 第５条　（略） ２　前項に規定する商品取引清算資格は、エネルギー先物等清算資格、堂島農産物先物等清算資格及び堂島砂糖先物等清算資格の３種類とし、指定商品市場はそれぞれ次の各号に定めるものとする。 （１）　（略） （２）　堂島農産物先物等清算資格は、清算対象取引（大豆、小豆、とうもろこし及び米穀に係るものに限る。）について当社が行う商品取引債務引受業の相手方となるための資格とし、その指定商品市場は大阪堂島商品取引所の農産物市場とする。 （３）　堂島砂糖先物等清算資格は、清算対象取引（粗糖に係るものに限る。）について当社が行う商品取引債務引受業の相手方となるための資格とし、その指定商品市場は大阪堂島商品取引所の砂糖市場とする。 ３・４　（略）

（債務の引受けの停止の措置の通知） 第８０条　当社は、第７６条第１項又は第５項の規定に基づき、清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止の措置を行った場合は、当該清算参加者が有する商品取引清算資格を有する各清算参加者に対しその旨を通知する。 付　　則 この改正規定は、令和３年４月１日から施行する。	（債務の引受けの停止の措置の通知） 第８０条　当社は、前条第１項又は第５項の規定に基づき、清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止の措置を行った場合は、当該清算参加者が有する商品取引清算資格を有する各清算参加者に対しその旨を通知する。

商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
別紙様式１　親会社等保証に関する書面の様式 （略） 別紙様式２ エネルギー先物等清算受託契約書 （商品清算取引の対象取引） 第１条　本契約において対象となる取引（以下「対象取引」という。）は、クリアリング機構の業務方法書に定める指定市場開設者及び指定商品市場のうち、株式会社東京商品取引所のエネルギー市場及び中京石油市場における取引とする。 別紙様式３ 堂島農産物先物等清算受託契約書 （商品清算取引の対象取引） 第１条　本契約において対象となる取引（以下「対象取引」という。）は、クリアリング機構の業務方法書に定める指定市場開設者及び指定商品市場のうち、株式会社大阪堂島商品取引所の農産物市場における取引とする。 別紙様式４ 堂島砂糖先物等清算受託契約書 （商品清算取引の対象取引） 第１条　本契約において対象となる取引（以下「対象取引」という。）は、クリアリング機構の業務方法書に定める指定市場開設者及び指定商品市場のうち、株式会社大阪堂島商品取引所の砂糖市場における取引とする。	別紙様式１　保証に関する書面の様式 （略） 別紙様式２ エネルギー先物等清算受託契約書 （商品清算取引の対象取引） 第１条　本契約において対象となる清算対象取引は、クリアリング機構の業務方法書に定める指定市場開設者及び指定商品市場のうち、株式会社東京商品取引所のエネルギー市場及び中京石油市場における取引とする。 別紙様式３ 堂島農産物先物等清算受託契約書 （商品清算取引の対象取引） 第１条　本契約において対象となる清算対象取引は、クリアリング機構の業務方法書に定める指定市場開設者及び指定商品市場のうち、大阪堂島商品取引所の農産物市場における取引とする。 別紙様式４ 堂島砂糖先物等清算受託契約書 （商品清算取引の対象取引） 第１条　本契約において対象となる清算対象取引は、クリアリング機構の業務方法書に定める指定市場開設者及び指定商品市場のうち、大阪堂島商品取引所の砂糖市場における取引とする。

付　　則 この改正規定は、令和３年４月１日から施行する。	

大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領の一部改正新旧対照表

新	旧
（受渡しに関する業務の委託） 第３条　清算参加者は、現物先物取引における受渡しに係る決済について、当社が業務を委託する株式会社大阪堂島商品取引所（以下「大阪堂島商品取引所」という。）との間において行うものとする。 付　　則 この改正規定は、令和３年４月１日から施行する。	（受渡しに関する業務の委託） 第３条　清算参加者は、現物先物取引における受渡しに係る決済について、当社が業務を委託する大阪堂島商品取引所との間において行うものとする。

商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（大豆に係る検品手数料） 第５条　株式会社大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第８条第１項の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第９条各号に規定する渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、１受渡単位につき３，０００円の検品手数料を当社に納入しなければならない。	（大豆に係る検品手数料） 第５条　大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第８条第１項の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第９条各号に規定する渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、１受渡単位につき３，０００円の検品手数料を当社に納入しなければならない。
（小豆に係る検品手数料及び検量手数料） 第６条　株式会社大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第１７条第１項の規定により当社が小豆に係る希望前検査を行った場合又は同取扱要領第１９条第１項の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第２１条第２項各号に規定する渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、次の各号に定める検品手数料又は検量手数料を当社に納入しなければならない。 （１）・（２）　（略）	（小豆に係る検品手数料及び検量手数料） 第６条　大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第１７条第１項の規定により当社が小豆に係る希望前検査を行った場合又は同取扱要領第１９条第１項の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第２１条第２項各号に規定する渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、次の各号に定める検品手数料又は検量手数料を当社に納入しなければならない。 （１）・（２）　（略）
（米穀に係る前検査手数料及び検品手数料） 第７条　株式会社大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第４６条の規定により当社が米穀に係る希望前検査を行った場合又は同取扱要領第４８条の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、希望前検査にあっては当該検査を申請した堂島農産物先物等清算参加者が、故障の申立てにあっては同取扱要領第５０条第２項各号の規定に従い渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者が、品質の検査	（米穀に係る前検査手数料及び検品手数料） 第７条　大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第４６条の規定により当社が米穀に係る希望前検査を行った場合又は同取扱要領第４８条の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、希望前検査にあっては当該検査を申請した堂島農産物先物等清算参加者が、故障の申立てにあっては同取扱要領第５０条第２項各号の規定に従い渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者が、品質の検査にあって

にあっては１受渡単位につき１万３千円、量目、包装、その他の検査にあっては１受渡単位につき７千円の前検査手数料又は検品手数料を当社に納入しなければならない。

令和２年７月２７日制定付則

１　この規則は、令和２年７月２７日から施行する。ただし、第８条第２項の規定は、同年８月１日から施行する。

２～５　（略）

付　則

この改正規定は、令和３年４月１日から施行する。

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
商品取引債務引受業に関する業務方法書第２条第１号に掲げる現物先物取引	バージガソリン先物取引、バージ灯油先物取引、バージ軽油先物取引、中京ローリーガソリン先物取引、中京ローリー灯油先物取引（注１）	（略）	（略）
		受渡決済数量	当該月における各限月取引の納会日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われなかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数

は１受渡単位につき１万３千円、量目、包装、その他の検査にあっては１受渡単位につき７千円の前検査手数料又は検品手数料を当社に納入しなければならない。

令和２年７月２７日制定付則

１　この規則は、令和２年７月２７日から施行する。ただし、第８条第２項の規定は、同年８月１日から施行する

２～５　（略）

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
商品取引債務引受業に関する業務方法書第２条第１号に掲げる現物先物取引	バージガソリン先物取引、バージ灯油先物取引、バージ軽油先物取引、中京ローリーガソリン先物取引、中京ローリー灯油先物取引（注１）	（略）	（略）
		受渡決済数量	当該月における各限月取引の納会日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われなかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数

			量について、1受渡単位につき１４５円
	商品取引債務引受業に関する業務方法書第３条第３号及び第４号に掲げる商品市場の上場商品に係る取引（注１）	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務（注２）について、1取引単位につき９円（注３）
		受渡決済数量	当該月における各限月取引の納会日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われなかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1受渡単位につき１０１円
商品取引債務引受業に関する業務方	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

			量について、1取引単位につき１４５円
	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
商品取引債務引受業に関する業務方	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

法書第２条第２号に掲げる現金決済先物取引		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）
	（削る）		

法書第２条第２号に掲げる現金決済先物取引		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）
	バージガソリンスワップ先物取引、プラッツバージ灯油スワップ先物取引、プラッツバージ軽油スワップ先物取引（注１）	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務（注２）について、１取引単位につき　９円（注３）
		最終決済数量	当該月における最終決済に係る数量について、１取引単位につき　６８円※最終決済に変えて希望受渡しを行う場合、売建玉及び買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、１受渡単位につき　１４５円

	（削る）		ローリーガソリンスワップ先物取引、プラッツローリー灯油スワップ先物取引、プラッツローリー軽油スワップ先物取引	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務（注２）について、１取引単位につき ９円（注３）
				最終決済数量	当該月における最終決済に係る数量について、１取引単位につき ２９円 ※最終決済に変えて希望受渡しを行う場合には、売建玉及び買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、１受渡単位につき １４５円
	（削る）		商品取引債務引受業に関する業務方法書第３条第３号及び第４号	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務（注２）について、１取引

（注１）～（注３）　（略）

	に掲げる商品市場の上場商品に係る取引（注１）		単位につき９円（注３）
		受渡決済数量	当該月における各限月取引の納会日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われなかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、１取引単位につき１０１円

（注１）～（注３）　（略）

商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（破綻時証拠金） 第３条　（略） ２　取引証拠金規則第９条第１項に規定する取引証拠金所要額の引上げ基準は、前項に定める破綻時証拠金の額が正の額になった場合に該当したものとする。 ３　（略） 付　則 この改正規定は、令和３年４月１日から施行する。 別表１ 取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量の算出に関する表 １．流動性基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法 （１）　（略） （２）　判定基準数量 流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量は、指定商品市場における取引高について、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。 流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量 ＝判定基準数量算定期間における各取引日の基礎取引高の平均値×流動性基準額	（破綻時証拠金） 第３条　（略） ２　取引証拠金規則第９条第１項に規定する取引証拠金所要額の引上げ基準は、前項に定める破綻時証拠金の額が正の額になった場合に該当したとする。 ３　（略） 別表１ 取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量の算出に関する表 １．流動性基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法 （１）　（略） （２）　判定基準数量 流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量は、指定金融商品市場における取引高について、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。 流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量 ＝判定基準数量算定期間における各取引日の基礎取引高の平均値×流動性基準額

調整係数×想定保有期間 a　（略） b　各取引日の基礎取引高とは、一の取引日の当該指定商品市場における各銘柄の取引高に、当該各銘柄に係る前号ｂに規定する銘柄間取引高・建玉調整係数を掛け合わせたものの合計値をいう。 c・d　（略）	調整係数×想定保有期間 a　（略） b　各取引日の基礎取引高とは、一の取引日の当該指定金融商品市場における各銘柄の取引高に、当該各銘柄に係る前号ｂに規定する銘柄間取引高・建玉調整係数を掛け合わせたものの合計値をいう。 c・d　（略）
２．集中基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法 （１）　（略） （２）　判定基準数量 集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量は、指定商品市場における建玉残高について、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。 集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量 ＝判定基準数量算定日における基礎建玉残高×集中基準額調整係数×想定保有期間 a（略） b　基礎建玉残高とは、判定基準数量算定日の当該指定商品市場における各銘柄の建玉残高に、当該各銘柄に係る前号ｂに規定する銘柄間取引高・建玉調整係数を掛け合わせたものの合計値をいう。 c・d（略）	２．集中基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法 （１）　（略） （２）　判定基準数量 集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量は、指定金融商品市場における建玉残高について、エネルギー先物等清算対象商品グループについて、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。 集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量 ＝判定基準数量算定日における基礎建玉残高×集中基準額調整係数×想定保有期間 a（略） b　基礎建玉残高とは、判定基準数量算定日の当該指定金融商品市場における各銘柄の建玉残高に、当該各銘柄に係る前号ｂに規定する銘柄間取引高・建玉調整係数を掛け合わせたものの合計値をいう。 c・d（略）
別表３ 充用有価証券等の種類及びその充用価格等に関	別表３ 充用有価証券等の種類及びその充用価格等に関

する表	する表
1　（略） 2　前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。	1（略） 2　前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。

有価証券等の種類		時価	時価に乗ずべき率
（略）	（略）	（略）	（略）
倉荷証券（注7）	株式会社東京商品取引所及び株式会社大阪堂島商品取引所が定めるところにより、取引の決済のための受渡しの目的物とすることができる物品の保管を証するもの	（略）	（略）

（注）1．～7．　（略）
3　（略）

有価証券等の種類		時価	時価に乗ずべき率
（略）	（略）	（略）	（略）
倉荷証券（注7）	株式会社東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所が定めるところにより、取引の決済のための受渡しの目的物とすることができる物品の保管を証するもの	（略）	（略）

（注）1．～7．　（略）
3　（略）